

日本は、韓国とは違って住民投票に関する法律を制定しておらず、地方公共団体の条例にそれを委ねているから、その法体系上の相違から生じる相違点も少なくない。従って、本研究は、そうした相違点を主として、両国の住民投票制度について比較研究を行い、その研究成果の主な内容を以下のように要約し、報告することである。

1. 住民投票の対象：

住民投票の対象を規定する方式には、対象事項を特定の事項に限定する制限列举方式と対象を制限しない一般概括方式とがあるが、諮問型、即ち非拘束的住民投票については対象を限定する必要はないと思われる。しかし、非拘束的住民投票であっても、巻町条例の第3条第2項は「巻原発予定敷地内町有地の売却その他巻原発の建設に関する事務の執行」と規定し、対象事項を限定している。

日本の住民投票条例のほとんどが非拘束的住民投票であるにも拘わらず、対象事項を限定しているのは、代議制民主主義の原則を主張する議会の立場に配慮した結果であるという。

韓国の場合は、住民投票法第7条で、住民投票の対象として住民に過度な負担を与え、または重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項で、当該地方自治団体の条例に定める事項と規定し、例外的に住民投票の対象としない事項として、予算支出などの財務に係わる事項と公務員の身分に関する事項などのいくつかを挙げている言わばネガティブ・リストを法律で定めている。

2. 住民投票の結果についての法的拘束力：

1) 日本の住民投票における法的拘束力

国に対する場合と地方公共団体の長における場合とを分けて、窪川町条例と巻町条例を素材として考察する。

①国との関係についてであるが、例えば、窪川町条例は、「町長は・・・原子力発電所の設置に関わる申し入れに対し回答するに当たっては、町民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重する」（第3条第2項）と規程し、住民投票結果の尊重の法的拘束力が問題となる。原発設置に際し、電力会社等の申し入れやそれに対する町長等の回答は事実上のものに過ぎない為、原発設置手続きにおける市町村長の意見等に対する住民投票結果の法的拘束力を国に対して主張することができない。

②町長の事務執行に関する法的拘束力については、巻町住民投票条例では「町長は、巻原発予定敷地内町有地の売却その他巻原発の建設に係る事務の執行にあたり、地方自治の本旨に基づき住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重しなければならない」（第3条第2項）と定める。巻町条例は町有地の売却のほか巻原発の建設に係る事務の執行について定めるものであって、この事務は巻町の公有財産管理の問題として、町長の事務に属する。

従って、巻町の町長には住民投票の結果を尊重する条例上の義務があり、尊重しない場合は巻町条例に違反することになる。これは法的拘束力の問題と言えるかもしれない。

2) 韓国の住民投票における法的拘束力

韓国の住民投票法は、地方自治団体の長及び議会は、住民投票の結果どおり行財政上の必要な措置を取らねばならないと規定しているから、住民投票の結果には地方自治団体の長を拘束する法的効力があると考えられる。

3. 市町村合併における住民投票

日本では、市町村合併について当該地域の住民の意思を確認する為に地方公共団体の長によってよく戦われるが、韓国では、市町村合併に関する住民投票を「国の政策に関する住民投票」と規定し、国が関係地方自治体の長に市町村合併について住民投票を実施するよう求める場合、地方自治団体の長は住民投票を実施すべきである。

4. 日本における住民投票の法制化の動き

政府において、「住民投票」の制度化（法制化）を指摘したことで注目されるのは、平成12年10月の第26次地方制度調査会答申「地方分権時代の住民自治制度の在り方及び税財源充実確保の関する答申」において「自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度の在り方」とされた項目で「住民投票制度」の検討について指摘されたことである。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等) :

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等) :

- ・題名： 韓国と日本の住民投票制度の比較法的研究
- ・発表者： 崔 哲豪
- ・論文掲載誌： 「清州法学」
- ・掲載時期： 2007年1月

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等) :

以上